

《改正内容》

(1) 反社会的勢力の属性要件の追加および明確化

◎反社会的勢力の属性要件に新たに3を追加します。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者【※1】
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等
7. 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
8. その他これらに準ずる者

【※1】暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者については、暴力団との関係が断ち切れていない蓋然性が高い実態を前提として、法律において一定の業を営むことができないとされていること等に鑑み、属性要件に追加します。

◎反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るため、次の①～⑤の要件を追加します。

- ① 暴力団員等【※2】が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

【※2】反社会的勢力の属性要件1～8を総称して、「暴力団員等」と記載しています。

(2) 免責・損害賠償規定の追加

暴力団排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても当金庫は免責される旨、逆に当金庫に損害が生じたときは当該取引先は損害賠償責任を負う旨の規定を追加します。